

飲食店における労働条件等説明会を開催

平成26年7月1日(火)～3日(木)の3日間、北部地区の飲食店を対象に労働条件等に関する説明会を開催しました。

飲食店においては、労働基準法等関係法令の基礎知識が十分でないことによる労使間のトラブルが懸念されることから、労働条件関係を主眼とする説明会を開催したものです。

15社18名の参加があり、説明会では、「労働条件通知書は、いつ交付すればよいか」、「1日2社に勤務する労働者には、どちらの会社に時間外手当を支払う義務があるか。また、この場合、過重かどうかは2社の労働時間を合計した時間から判断されるのか」などの相談がありました。

また、説明会のなかでは、沖縄労働局コンサルタントが無料で時短のノウハウ等相談に応じる「働き方・休み方改善コンサルタント」の活用についても説明が行われました。

参加できなかった事業場にも資料の配付は可能ですので、名護労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

